

第 12 期 事 業 計 画 書

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

事 業 名	事 業 内 容
1. 財団の運営・管理 （１）諸会議の開催 （２）広報活動の実施	財団の運営を行うために必要な理事会及び評議員会等を開催する。 全国の地方自治体所管部や各種 N P O 法人等との連携を通じて、財団の諸活動についての広報を行う。
2. 諮問委員会の開催	財団のアドバイザーである諮問委員とのミーティングを開催し、以下の事項について意見を聴取する。 ● 寄附候補先の選定にあたっての判断基準 ● 児童の自立支援、児童養護施設等への支援、児童虐待防止啓発活動に関する今後の財団活動
3. 施設充実事業	ケア単位の小規模化に資するため、下記の施設において「地域小規模児童養護施設（グループホーム）」および「分園型の小規模グループケア」を新設する際、必要な什器・備品代を援助し、施設の充実を図る。 ● 金額目途：総額 30 百万円 対象施設：児童養護施設
4. 研修事業	児童養護施設等に勤務する職員を対象に、虐待を受けた子どもへの治療的養育に必要な知識及び技術を習得するための機会を提供する。 ● 事業予算：21 百万円（講師謝金、参加者宿泊費・交通費等） 【SBI 研修】 ● 東日本と西日本に分けて、各地区の児童養護施設職員を 50 名選抜 【SBI 子ども志塾】 ● SBI 研修の修了生を対象に、上級コースとして、20 名選抜 【SBI ブロック別研修】

5. 自立支援事業	● SBI 研修の修了生を対象に、全国を 5 ブロックに分けて、希望者に対し、研修と情報交換の場を提供する。 被虐待児童の自立をサポートする事業を行う、あるいは同様の事業を行う組織・団体等への援助を行う。 ● 金額目途：48 百万円 ● 児童養護施設の児童を対象に英会話教育支援として英語塾、英会話教材、外国人によるキャンプへ参加の費用を助成 ● 自立援助ホーム支援、シェルター支援、当事者活動支援等
6. 福祉団体等活動助成事業	児童虐待問題に取り組む各種事業、団体、NPO 法人等の活動への支援。児童虐待の防止に向けた啓発セミナーの開催。その他、虐待児童の福祉向上のために当財団が必要と認めた支援活動。 ● 事業予算：6.5 百万円 ● オレンジリボン運動、電話相談、メール相談等虐待防止に向けた諸活動の支援・助成 ● 児童虐待の防止に向けたセミナーの開催 日本医師会との共催フォーラムの実施 ● シンポジウム等への積極的な参加 ● 虐待防止に向けた諸活動の支援・助成
7. 調査研究及び情報の収集	児童福祉の現場の実態に即し、実効性の高い財団活動を行うために、国内外の活動事例の情報収集や児童福祉活動の現場へのフィールドワークを実施する。 ● 地方自治体所管部との面談を通じ、情報収集と活動への協力体制を依頼 ● 施設訪問 ● 児童虐待問題の専門家からのヒアリング ● 虐待当事者からのヒアリング
8. 個人及び法人からの寄附金募集の拡充	公益財団法人の認定を受けたことにより、「特定公益増進法人」に該当し、寄附優遇の対象となった。更に税額控除制度の適用団体の証明を受けたことにより、この特典を生かし、個人及び法人からの寄附金の募集を拡充する。